



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *13 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 1
- *14 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 5
- *15 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 9
- *16 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 11

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表及びイの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事	共通	※福祉主事 又は福祉技師 ※医療主事 又は医療技師								
	本庁	※航海士 ※機関士 ※通信士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船長 ※機関長	総括課長補佐 政策審議員 改革推進員 監察巡察員 調査員 検査員 主任航海士 主任機関士	※室長 副室長 分室長 旅券事務長 総括審議員 総括監察巡察員 総括検査員		知事室長 知事室次長 広域連携担当参事 行政改革担当参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策参事 会計局長	危機管理監 監察巡察監 理事技監 会計管理者
地方機関	共通					専門技術員 調査員	総括専門員			
	振興局					出張所長	※所長			

					会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検査員 入札契約統括員	支所長 副参事 次長 支所次長			
東京事務所						所長代理 企業誘致統括員			
県税事務所					県税窓口統括員	次長			
消防学校				※教務主任		副校長			
防災航空センター						次長			
文書館						次長			
環境衛生研究センター						次長			
南紀熊野ジオパークセンター						事務長			
消費生活センター					支所長	次長			
子ども・女性・障害者相談センター				室長		次長			
紀南児童相談所						次長 分室長			
仙溪学園						次長			
精神保健福祉センター					次長				
保健所						支所長 次長 支所次長			
高等看護学院					事務長代理	事務長	副学院長		
こころの医療センター						事務局次長	事務局長		
公営競技事務所						次長			
産業技術専門学院	※職業指導員						副学院長		
工業技術センター						副所長			
水産試験場	※航海士 ※機関士		※主査航海士	※船長 ※機関長	主任航海士				

		※通 信 士		※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士		主任機関士					
	農林大学校				助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修部長				
	和歌山下津港湾事務所						次 長				
	土砂災害啓発センター					所 長					
県	議 会					調 査 員	室 長 副 室 長 総括調査員		事務局次長		
教育委員会	共 通				※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 主任教育相談主事 ※専 門 員					
	本 庁	※体育指導員			※人事主事 ※政策推進員		室 長 教育企画員		教育企画監 局 長		
	地方機関	教育事務所				※人事主事		副 所 長			
		教育センター 一学びの丘					教育相談室長	副 所 長			
		図 書 館	※司 書		副主査司書	主査司書	主任司書 センター長	紀南図書館長	副 館 長		
		近代美術館							副 館 長		
		博 物 館						教育企画員	副 館 長		
		紀伊風土記の丘						教育企画員	副 館 長		
		自然博物館							副 館 長		
県立学校						※事務長 事務長補佐					
警察	共 通				主 任						
	本 部	※保 健 師 ※航空整備士					調 査 官 隊長補佐 校長補佐	※監 察 官 管 理 官 次 席	理 事 官	参 事 官	

						師 範	所 長 副 所 長 室 長 場 長 センター 長 首席師範			
	地方 機関	警 察 署					会 計 官			
選挙 管理 委員会	本 庁						事務局長 事務局次 長			
	地方 機関	分 局					分 局 長 分局長代 理			
監 査 委 員 会						調 査 員	総括調査 員			
労 働 委 員 会								事務局次 長		
海区漁業調整委員会							事務局長			

イ 研究職給料表級別職務分類表

組織		職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事	地方 機関	共 通			総括主任 研究員	企 画 員
		工業技術セ ンター			課 長	副 所 長
		農業試験場				副 場 長
		農業試験場 暖地園芸セ ンター			副 所 長	
		果樹試験場				副 場 長
		果樹試験場 かき・もも 研究所			副 所 長	
		果樹試験場 うめ研究所			副 所 長	
		畜産試験場			副 場 長	
		畜産試験場 養鶏研究所			副 所 長	
		林業試験場				副 場 長
		水産試験場				副 場 長
教育委員会	地方 機関	近代美術館			学芸課長 教育普及 課長	

		博 物 館		学芸課長		
		紀伊風土記の丘		専 門 員 学芸課長		
		自然博物館		専 門 員 学芸課長		
警 察	本 部		研究員主任	専門研究員	副 所 長	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分 組 織		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	
知 事	本 庁	理 事	監察査察監	知 事 室 長	知事室次長	課 長	旅券事務長	副 課 長	
		危機管理監	参 事	局 長	行政改革担 当参事	企 画 員 (政策審議 課及び医務 課に置き、 本庁の課長 と同等の職 務を行う者 に限る。)	企 画 員	副 室 長	
		部 長	技 監	広域連携担 当参事	生活安全参 事	食 品 安 全 参 事	室 長 (ジオパー ク室の長に 限る。)	室 長	総括審議員
		会計管理者			労働政策参 事			総括監察査 察員	
		参 事 (関西広域 連合に派遣 される者に 限る。)			参 事			主 幹	
地 方 機 関	共 通								
							企 画 員	総括専門員	
								総括研究員	
							主 幹		
	振 興 局		局 長	局 長	参 事	部 長 (伊都振興 局健康福祉 部、有田振 興局地域振 興部、有田 振興局健康 福祉部及び 日高振興局 建設部の 長に限る。)	部 長 副 参 事	副 部 長	
			参 事 (那賀振興 局に置く医 療職給料表 (I)を適用さ れる者に限 る。)				支 所 長	支 所 次 長	
							支 所 長	海南工事事 務所次長	
							海南工事事 務所長	紀の川流域 下水道事務 所次長	
							ダム管理事 務所長	近畿自動車	

					紀の川流域 下水道事務 所長	近畿自動車 道紀南高速 事務所長	道紀南高速 事務所次長	
東京事務所		参 事	所 長		所長代理		企業誘致統 括員	
県税事務所				所 長			次 長	
消防学校						校 長	副 校 長	
防災航空セ ンター						所 長		
文 書 館						館 長	次 長	
環境衛生研 究センター				所 長			次 長 部 長	
鳥獣保護セ ンター						所 長		
南紀熊野ジ オパークセ ンター							事 務 長	
消費生活セ ンター				所 長				
男女共同参 画センター				所 長				
動物愛護セ ンター						所 長		
子ども・女 性・障害者 相談センタ ー				所 長 参 事			次 長	
紀南児童相 談所						所 長	次 長 分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精神保健福 祉センター						所 長		
保 健 所						所 長	次 長 支 所 長	
高等看護学 院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 務 主 幹	

なぎ看護学校						学 校 長	副 学 校 長	
こころの医療センター			院 長	事務局長			副 院 長 事務局次長 部 長 看護副部長	
難病・子ども保健相談支援センター						所 長		
公営競技事務所						所 長	次 長	
和歌山産業技術専門学院						学 院 長	副 学 院 長	
田辺産業技術専門学院						学 院 長	副 学 院 長	
工業技術センター		所 長					副 所 長 部 長	
世界遺産センター				所 長			事 務 長	
農業試験場						場 長	副 場 長	
農業試験場暖地園芸センター						所 長		
果樹試験場						場 長	副 場 長	
果樹試験場かき・もも研究所						所 長		
果樹試験場うめ研究所						所 長		
畜産試験場						場 長		
畜産試験場養鶏研究所						所 長		
林業試験場						場 長	副 場 長	
水産試験場						場 長	副 場 長	

		農林大学校					校 長 所 長	副 校 長 教 授 林業研修部 長	
		農作物病害 虫防除所						所 長	
		家畜保健衛 生所					所 長		
		和歌山下津 港湾事務所					所 長	次 長	
	県 議 会	事 務 局 長		事務局次長		課 長	室 長	副 課 長 副 室 長 総括調査員 主 幹	
教育委員会	本 庁			教育企画監 局 長	参 事	課 長	室 長	副 課 長 主 幹 教育企画員	
	地方 機 関	教育事務所				紀北教育事 務所長	紀南教育事 務所長	副 所 長	
		教育センタ ー学びの丘						所 長	副 所 長
		図 書 館				副 館 長			紀南図書館 長
		近代美術館				副 館 長			主 幹
		博 物 館				副 館 長			教育企画員
		紀伊風土記 の丘				副 館 長			教育企画員
		自然博物館						副 館 長	
	県立学校							事 務 長	事 務 長
警 察	本 部			参 事 官		課 長 監 察 官	室 長 センター長 (運転免許 課に置くも のを除く。)	次 席 副 所 長	
選 挙	本 庁					事 務 局 長		事務局次長	

管理委員会	地方機関	分局					分局長		
監査委員		事務局長				課長		副課長	総括調査員
人事委員会		事務局長				課長		副課長	
労働委員会		事務局長			事務局次長	課長		副課長	
海区漁業調整委員会								事務局長	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当する課長相当職を含む。） 室長 副課長 副室長 主幹 総務班長	議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当する課長相当職を含む。） 室長 副課長 総務班長
知事部局	本庁 理事 危機管理監 監察 査察監 知事室長 部長 参事 技監 会計管理者 知事室次長 局長 広域連携担当参事 監察 査察参事 行政改革担当 参事 生活安全参事 食 品安全参事 労働政策参 事 課長（人事、労務を 担当する課長相当職を含 む。） 室長（人事、労 務を担当する者に限る。 ） 副課長 総括審議員 総括監察査察員 旅券 事務長 分室長 監察査 察員 改革推進員 総括 課長 補佐、課長補佐、班 長、主任及び主査（秘書 課、人事課（職員厚生室	知事部局	本庁 理事 危機管理監 監察 査察監 知事室長 部長 参事 国際担当参事 技監 会計管理者 知事 室次長 局長 広域連携 担当参事 監察査察参事 行政改革担当参事 情 報政策担当参事 紀の国 わかやま文化祭担当参事 生活安全参事 食品安 全参事 労働政策参事 課長（人事、労務を担 当する課長相当職を含む。 ） 室長（人事、労務を 担当する者に限る。） 副課長 総括審議員 総 括監察査察員 旅券事務 長 分室長 監察査察員 改革推進員 総括課長

		を除く。) 監察査察課及び行政改革課に置くものに限る。) 副主査及び主事 (人事課 (人材育成班を除く。)) 監察査察課又は行政改革課において人事若しくは給与の企画又は考査に関する事務を行う者に限る。)			補佐、課長補佐、班長、主任及び主査 (秘書課、人事課 (職員厚生室を除く。)) 監察査察課及び行政改革課に置くものに限る。) 副主査及び主事 (人事課 (人材育成班を除く。)) 監察査察課又は行政改革課において人事若しくは給与の企画又は考査に関する事務を行う者に限る。)		
地方機関	振興局	局長 部長 副部長 参事 副参事 支所長 支所次長 企画員 (人事、労務を担当する者に限る。)	総括専門員 主幹 (人事、労務について部長を補佐する者に限る。)	海南工事事務所長 海南工事事務所次長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所次長	局長 部長 副部長 参事 副参事 支所長 支所次長 企画員 (人事、労務を担当する者に限る。)	総括専門員 主幹 (人事、労務について部長を補佐する者に限る。)	海南工事事務所長 海南工事事務所次長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長 国道橋本建設事務所長 湯浅御坊高速事務所長 湯浅御坊高速事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所次長
	東京事務所	所長 所長代理		所長 所長代理 (人事、労務について所長を補佐する者に限る。)			
	略			略			
	文書館	館長 企画員 次長		企画員 次長			
	略			略			
教育委員会	本庁	教育企画監 局長 参事 課長及び室長 (人事、労務を担当する課長相当職を含む。)	副課長 人事主事 課長補佐 (人事、労務について課長及び室長を補佐する者に限る。)	教職員課の班長、主任、主査、副主査及び主事 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)	教育企画監 局長 参事 課長及び室長 (人事、労務を担当する課長相当職を含む。)	副課長 人事主事 課長補佐 (人事、労務について課長及び室長を補佐する者に限る。)	教職員課及び義務教育課の班長、主任、主査、副主査及び主事 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)
	地方機関	教育事務所	所長 副所長 専門員 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)	人事課及び人事給与課の課長、人事主事、主任、主査、副主査及び主事 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)	所長 副所長 人事給与課の課長、人事主事、主任、主査、副主査及び主事 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)		
	教育センター学びの丘	所長 副所長		所長 副所長 教育企画員			

	図書館	館長 副館長 紀南図書館長 センター長		図書館	副館長 紀南図書館長 センター長
	近代美術館	館長 副館長 主幹		近代美術館	副館長 主幹
	博物館	館長 副館長 教育企画員		博物館	副館長 主幹 教育企画員
	紀伊風土記の丘	館長 副館長 教育企画員		紀伊風土記の丘	副館長
	自然博物館	館長 副館長		自然博物館	副館長
	略	略		略	略
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成29年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係） 有田川町の管理職員等の範囲		別表第2（第2条関係） 有田川町の管理職員等の範囲	
機関	職	機関	職
略	略	略	略
町長部局	会計管理者 部長 課長 班長及び副班長（総務課において人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。）	町長部局	会計管理者 部長 課長 班長（総務課において人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。）
略		略	
別表第9（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲		別表第9（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲	
機関	職	機関	職
略	略	略	略

町長部局	会計管理者 課長 副課長 室長 地域包括支援センター長
略	

町長部局	会計管理者 課長 副課長 行政改革室長 債権管理回収室長 幼児対策室長 地域包括支援センター長
略	

別表第16 (第2条関係)
串本町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
ごみ処理場	略
略	

別表第16 (第2条関係)
串本町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
ごみ処理場	略
保育所	所長
略	

別表第22 (第2条関係)
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
ひだか病院	院長 副院長 診療部長 部長 医長 医療技術部長 科長 薬剤部長 副薬剤部長 事務長 次長 課長 課長補佐 看護部長 副看護部長 看護師長 副看護師長
略	

別表第22 (第2条関係)
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
ひだか病院	院長 副院長 診療部長 部長 医長 科長 薬剤部長 副薬剤部長 事務長 次長 課長 課長補佐 看護部長 副看護部長 看護師長 副看護師長
略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。